

# 横浜市泉区バドミントン協会・規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本協会は、横浜市泉区バドミントン協会と称し、事務局を理事長宅に置く。

## 第2章 目的

第2条 本協会は、泉区内のバドミンントンの普及と健全なる発展により、泉区民の健康と相互親睦を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 区民バドミントン大会の開催
- 2) 講習会、研修会などの開催
- 3) 指導者の育成及び派遣
- 4) その他、本協会の目的達成に必要な事業

## 第4章 会員

第4条 本協会は、第2条の目的に賛同する、泉区内に在住、在勤、在学、在部するバドミントン愛好会をもって組織する。

第5条 本協会は、下記の各部を置く。

- 1) 一般男女の部（マスターズを含む）
- 2) レディースの部
- 3) ジュニアの部

## 第5章 組織、役員

第6条 本協会は、次の役員を置く。

- 1) 会長：1名
- 2) 副会長：3名
- 3) 理事長：1名
- 4) 副理事長：1名
- 5) 総務：数名
- 6) 会計：2名
- 7) 会計監査：2名
- 8) 名誉会長及び顧問：若干名（以上、常任理事）
- 9) 理事

第7条 会長は、役員会において推挙し、本協会を代表して会務を総理する。

第8条 副会長は、役員会において推挙し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

第9条 理事長、副理事長、総務、会計、会計監査は、役員会において互選し、会長がこれを委嘱する。

第10条 名誉会長及び顧問は、永年にわたり会長の職にあったもの、本協会に功績があったもので、会長が理事会の承認を得て、委嘱することができる。

第11条 理事は、各地域団体より推薦された1名とする。

第12条 役員は、理事の中より理事会で互選する。

## 第6章 役員の職務

第13条 会長は、本協会を代表して会務を統括する。

第14条 事務局は、会長の指示を受け、会の事務を執行する。

第15条 理事は、理事会を組織し会務を審議する。

第16条 会計は、本協会の経理を担当し、会計監査は会計を監査する。

第17条 名誉会長及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第18条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 会議

第19条 本協会の会議は、役員会及び理事会とする。議長は、会長が務める。  
また、必要に応じて会長が招集する。

第20条 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長にて構成し、次の事項を審議し決定する。役員会にて審議決定した事項を理事会にて報告し、最終決議する。

- 1) 規約の見直し改正に関する事項
- 2) 事業計画及び収支予算/決算に関する事項
- 3) 役員の選任に関する事項
- 4) 表彰に関する事項
- 5) その他会長が必要と認めたもの

第21条 役員会及び理事会における議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は会長が決定する。(但し、委任状は認める)

## 第8章 事務局

第22条 事務局は、理事長を責任者とし次の職務を行う。

- 1) 各地域団体、レディースの名簿、本協会の組織の状況、本活動の記録、議事の記録等々を記録する。
- 2) その他、本協会業務に必要な事項。

## 第9章 会計

第23条 会計は、本協会の財務業務を行う。

- 1) 会計は、本協会の会計事務の一切を取り扱う。
- 2) 現金の収支については、すべての伝票に理事長の認印のないものや、所定の記入事項のないものは取り扱ってはならない。
- 3) 会計簿は、常に完備していなければならない。

## 第10章 財政

第24条 本協会の運営経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- 1) 区体育協会からの補助金
- 2) 大会等の事業収入
- 3) その他収入

第25条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

本規約は、令和2年10月 1日より施行する。

## 横浜市泉区バドミントン協会・規約/細則

### 1. 役員手当等に関する細則

第1条 役員が、大会運営に関する手続き及びその他業務に携わった者に対して、下記の手当を支給する。大会の場合は、大会毎に支給。年間は年度終了後に支給する。

#### 1) 大会当日の手当

- ① 9：00 から 13：00 . . . . . 1,000 円
- ② 13：00 から 18：00 . . . . . 1,000 円
- ・その他：弁当支給

#### 2) 大会資料・総会資料の作成手当

- ①大会要項作成 . . . . . 3,000 円 (年間)
- ②各大会
  - ・申し込み受付 . . . . . 1,000 円
  - ・組合せ作成 . . . . . 2,000 円
  - ・プログラム印刷作業 . . . . . 500 円
- ③総会各種資料作成
  - ・役員名簿 . . . . . 1,000 円 (年間)
  - ・クラブ会員名簿 . . . . . 2,000 円 (年間)
  - ・事業結果報告 . . . . . 2,000 円 (年間)
  - ・事業計画書 . . . . . 1,000 円 (年間)
  - ・会計報告書 . . . . . 2,000 円 (年間)

#### 3) 年間の一般事務手当

役員全員に対して、年間通信費として 1,000 円を支給する。  
但し、理事長は 5,000 円。副理事長は 3,000 円とする。

#### 4) 協会ホームページ維持管理として 5,000 円 (年間) を支給する。

### 2. 泉区代表として大会参加に関する細則

第2条 本協会より推薦されて神奈川県バドミントン協会及び横浜市バドミントン協会主催の下記3大会に泉区代表として参加する場合、出場選手の参加費及び弁当・飲み物等は、本協会が負担する。

- ・協会対抗大会 (一般/年齢別)：神奈川県バドミントン協会主催
- ・各区対抗交流戦：横浜市バドミントン協会

### 3. 表彰に関する細則

第3条 本協会会員で、下記功績に対して年度末の役員会にて決議し、次年度の総会にてその労を労い、感謝状と金一封を贈与する。

なお、創立記念イベント時の表彰も、役員会にて決議し贈与する場合がある。

- 1) 10年間継続して地域のバドミントンの普及・指導に貢献した方。
- 2) 10年間継続して本協会の職務を遂行した方。
- 3) 期間を問わず、地域での普及・指導に努め顕著な功績があった方。  
\*各理事/代表者がその功績者を申請することができる。
- 4) その他特別に賞する方。

### 4. 慶事に関する細則

第4条 本協会に関連する団体並びに役員の慶事については、相応の祝儀金を支払うことができる。

### 5. 弔事に関する細則

第5条 本協会の会員、役員、協会関係者に不幸があった場合に、弔慰金を支払うことができる。但し、協会会員名簿に登録されている会員を対象とし、所属クラブチーム責任者の申請により、必要と認めた場合とする。

- ・本人死亡の場合、一律 10,000 円
- ・本協会と深く関わりのある他協会の役員の場合、10,000 円以下

本細則は、令和2年10月 1日より施行する。

改定履歴

版数	項目	改正内容	施行年月日	作成者
初版	1 から 17 条	泉区バドミントン協会設立に伴い作成	S62. 10	樋口
2 版	6 条	理事長、副理事長、追加（県協会理事）	H3. 4. 1	甘粕
3 版	4 条	泉区内に在部を追加	H6. 4. 1	総務
4 版	6 条 役員規約	競技委員の追加 役員手当等に関する規約改定	H14. 4. 1	服部
5 版	1 条 役員規約	事務局の変更 役員手当等に関する規約改定	H17. 4. 1	服部
6 版	慶弔規約	会員・その他協会関係者・団体に対する慶弔金の追加	H20. 4. 1	服部
7 版	5 条 役員規約	ジュニアの部・マスターズの追加 役員手当等に関する規約の一部改定	H22. 4. 1	服部
8 版	役員規約	役員手当等に関する規約改定	H30. 4. 1	服部
9 版	全面改訂	1～17 条の見直し、1～25 条に変更した。 また、細則（1～5 項）を追加した。	R2. 07. 18	石井